

主な食品健康影響評価について
(平成 27 年 2 月 20 日～7 月 9 日)

<特定保健用食品>

- 蹴脂茶（しゅうしちや）（評価結果通知日：5 月 12 日）

エノキタケ抽出物を関与成分とし、「体脂肪が気になる方や肥満気味の方に適する」旨を特定の用途とする清涼飲料水である。

本食品の関与成分が β_3 アドレナリン受容体刺激作用により有効性を示し、さらに β アドレナリン受容体に対する非特異的刺激作用を有するという申請者の説明を前提とすれば、提出された資料からは本食品の安全性が確認できない。そのため、作用機序及び安全性について科学的に適切な根拠が示されない限りにおいては、本食品の安全性を評価することはできないと判断した。

<その他>

上記のほか、期間中、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性（評価結果通知日：3 月 10 日）、豚の食肉の生食（評価結果通知日：2 月 24 日）を始め、農薬（34 件）、動物用医薬品（16 件）、肥料・飼料等（10 件）、遺伝子組換え食品等（8 件）、添加物（7 件）、プリオン（2 案件）、器具・容器包装（1 件）、微生物・ウイルス（1 件）及び特定保健用食品（1 件）について評価を終了し、結果をリスク管理機関に通知した。

<参考>

- フモニシン（3 月 24 日第 554 回食品安全委員会決定）

フモニシンはかび毒であり、世界各地のトウモロコシから高頻度、高濃度に検出される。最近では、トウモロコシ加工品を主食とする国・地域での、新生児の神経管に関する催奇形性から注目されている。そのため、企画等専門調査会での審議、国民からの意見・情報の募集を経て、平成 26 年度の「自ら評価」案件として決定された。

- いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ（6 月 22 日第 1 回開催）

いわゆる「健康食品」については、平成 26 年度の「自ら評価」の案件候補の選定の調査審議において、「健康食品全般についてのリスクや懸念される事項、留意すべき点について、食品安全委員会としての見解を取りまとめるべき。その上で、広く情報発信を行うべき。」との企画等専門調査会の報告を受け、健康食品全般の安全性について、食品安全委員会としての見解を取りまとめることとされた。これを踏まえ、食品安全委員会に、審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、「いわゆる『健康食品』に関する検討ワーキンググループ」を設置した。

第一回の同ワーキンググループ（6 月 22 日）において、「我が国の食生活の現状と問題点」及び「今後の進め方」について調査審議を行い、本ワーキンググループの議論を、科学的な観点から報告書としてまとめるとともに、消費者に対し、「健康食品」と付き合う際に役立つ分かりやすいメッセージを出すこととなった。